

議 事 日 程 (平成28年12月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第41号 教育委員任命につき同意を求める件
- 日程第4 議第42号 安八町区長設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第43号 安八町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第44号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第45号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第46号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第47号 安八町教育振興基金条例制定について
- 日程第10 議第48号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第49号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議第50号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第51号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 安八町選挙管理委員及び補充員の選挙について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員(10名)

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川 文雄	6番 大平 文雄
7番 岩田 譲治	8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀 正	教育長	渡 邊 均
参事	岡 田 武 史	建設調整監	吉 村 英 市
産業振興課長	西 松 博 美	建設課長兼 SIC建設推進室長	岡 田 立
総務課長	坂 優	企画調整課長	大 平 共 美
生涯学習課長兼 総合体育館長	安 井 孝 行	税務課長	堀 芳 弘
学校教育課長兼 給食センター所長	河 合 一	会計管理者	渡 邊 毅
福祉調整監	堀 隆 志	住民環境課長	吉 村 等
福祉課長	坂 和 由		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山 田 靖	書記	石 田 千 夏
書記	土 岐 寿 徳		

(開会時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

ことしも残すところ1カ月を切りました。何かとお忙しい中、きょうは定例会まことに御苦労さまでございます。

ことしも9日に安八町の一字が決まるわけですが、ことしはどういうふうに決まるのか興味がありますが、皆さんはどう思われますでしょうか。なかなか、ことし、新聞にも載っていましたが、いろんな字がノミネートされてきておるような状況でございます。安八町のほうは9日でございます。皆様、楽しみしておってください。

それでは、28年第4回安八町議会定例会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回安八町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、3番 西松巖君、4番 安井忠君に指名をいたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの10日間にすることに決定をいたしました。

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとう

ございます。

また、日ごろ町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

師走に入り、ことしも残すところ20日余りとなりました。

ことしは、安八町にとって、決して忘れることのできない長良川の堤防決壊という大災害を経験し、1976年（昭和51年）の9・12豪雨災害からことしで40年が経過しました。

あの未曾有の大災害からの復興を経て、その後の安八町は目覚ましく発展を遂げることができました。これも先人の方々の御尽力のたまものであり、まちづくりに熱い思いを抱き、汗をかいてこられた諸先輩のDNAをしっかりと引き継いで、これからも安八町のさらなる発展のために、粉骨砕身、取り組んでまいります。

さて、本日御提案させていただきました主な案件ですが、任期満了に伴う教育長の任命同意を初め、条例制定・改正、並びに補正予算など11議案でございます。

個々の案件につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 これより議案の提案審議に入りますが、議案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は、簡潔明瞭をお願いをいたします。

議 長 日程第3、議第41号 教育長任命につき同意を求める件についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第41号につきまして、まず議案を朗読させていただきます。その後、提案説明をさせていただきます。

議第41号 教育長任命につき同意を求める件。

本町教育長を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、本町議

会の同意を求めるものとする。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長 堀正。

記といたしまして、住所、安八郡安八町牧878番地の1。氏名、渡邊均。
生年月日、昭和28年7月25日。

提案説明をさせていただきます。

今回提案させていただきました渡邊均さんは、渡邊治雄前教育長の辞職に伴い、平成26年12月22日から現在に至るまで、残任期間の2年間にわたりまして、本町の教育委員、また教育長としてお世話になってまいりましたが、今月21日で任期満了となります。

既に、平成27年4月から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会制度が大きく変わりました。教育の政治的中立性、継続性・安定性は確保されつつ、教育長・教育委員長の一本化など、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築といった教育委員会の審議活性化や教育行政の責任体制の明確化などが求められています。

渡邊均さんは、人格も高潔であり、当町の教育行政にも精通されてみえますので、本町の教育長として適任であると思います。引き続き教育長としてお世話になり、さらなる御活躍を期待しておりますので、本日、提案申し上げます、任命の同意をお願いするものでございます。

どうぞ任命につき御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行いたいと思います。

本件について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり同意することに決定いたしました。

渡邊均君が議場におられますので、御挨拶をお願いいたします。

渡邊均君。

教育長 ただいまは皆様方の任命同意いただきまして、まことにありがとうございます。身に余る光栄に存じます。

もとより浅学非才な未熟者でございますが、新教育委員会制度における教育長として、町長のまちづくり、人づくりの意を受けながら、微力ではございますが、この重責を全うしたいと存じます。

つきましては、皆様方を初め、県教育委員会など関係機関のお力添えをいただき、安八町の発展につながるよう、子供たちには21世紀型スキルと言える切り開く力、生きる力を育成するとともに、読書のまちづくり、スポーツのまちづくりなどに向け、より質の高い教育を具現するため、全身全霊で精進いたしますので、御指導御鞭撻のほど賜りますよう心よりお願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。

議長 日程第4、議第42号 安八町区長設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第42号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第42号 安八町区長設置に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町区長設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、円満かつ公正な町政の運営に協力し、住民の福祉の増進と自治振興を図る区長の報酬等について見直しを行うため、本条例を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町区長設置に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開き願ひます。

安八町区長設置に関する条例新旧対照表でございます。

右列が改正後でございます。

第3条第2項によりまして、これまで区長の任期を4年と定めていましたが、各行政区で定める期間といたします。これにより、各地区の実情に沿っ

たものとなり、より円滑な運営を期待するものでございます。

第4条及び第8条では、区長及び区の役割といたしまして、行政組織の一部として行政の事務の遂行を担う役割と自治組織として地域コミュニティーを取りまとめていく役割との二面性に即した役割について、旧態の表現であったものを、わかりやすい表現に改めるものでございます。

別表2では、区長の報酬について、年額23万5,000円を17万円に、1世帯当たり300円であったものを1,000円に変更し、地区の実情に応じた報酬とするものでございます。

本文の最後に戻っていただきまして、附則をごらんください。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の安八町区長設置に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第42号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第5、議第43号 安八町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第43号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第43号 安八町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、人事院規則の改正に伴い、本条例を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の配偶者同行休業に関する条例の

一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料3ページをお開き願います。

安八町職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表でございます。

右列が改正後でございます。

この条例は、有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活をともにするための休業制度として、本年3月議会にてお認めをいただいたものでございます。その条例に、地方公務員法第26条第3項に規定しております配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別な事情につき条例で定めることとなっているため、第6条の2といたしまして、外国での勤務が引き続くことが延長の請求時には確定しなかった場合と定めるものでございます。

本文の最後に戻っていただきまして、附則をごらん願います。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第43号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第6、議第44号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第44号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第44号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料5ページをお開き願います。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表でございます。

上段が第1条関係、下段が第2条関係で、いずれも右列が改正後となります。

議会の議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきまして、平成28年分の12月支給分について、支給割合を100分の10、0.1月分を引き上げるものでございます。

次に、第2条におきまして、平成29年分について引き上げる100分の10を6月そして12月、それぞれに100分の5、0.05月分ごととするものでございます。これにより、年間の支給率は4.3月分となるものでございます。

本文13ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定につきましては平成28年4月1日から適用し、第2条の規定につきましては平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第44号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第45号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第45号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第45号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の6ページをお開き願います。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきまして、平成28年分の12月支給分について、支給割合を100分の10、0.1月分を引き上げるものでございます。

次に、第2条において、平成29年分について引き上げる100分の10を6月、12月、それぞれに100分の5、0.05月分ごととするものでございます。これにより、年間の支給率は4.3月分となるものでございます。

本文17ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定については平成28年4月1日から適用し、第2条の規定については平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第45号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第8、議第46号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第46号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第46号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づいて、安八町職員の給料表及び勤勉手当の支給率等の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をいたします。

議案資料の7ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例新旧対照表、第1条関係でございます。

右列が改正後となります。

本年の人事院勧告のポイントといたしまして、改定率約0.2%の給与表の改定、ボーナスの0.1月分の引き上げ、配偶者及び子に係る扶養手当などの見直しが行われました。

7ページ、第9条の2におきましては、初任給調整手当の改定を行うもの

でございます。第1号の職員は41万3,800円に、第2号の職員は5万600円とするものでございます。

次に、期末勤勉手当の引き上げを行います。

1枚めくっていただきまして、8ページをお願いいたします。

0.1月分の引き上げ分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分いたします。

第18条の6第2項第1号におきまして、一般職員につきまして、12月支給分について、0.1月分となります100分の10を引き上げ、100分の90といたします。特定管理職員においては、100分の110とするものでございます。

第2号では、再任用職員について定めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、10ページをお願いいたします。

給料表の改定でございます。

1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定、そのほかはそれぞれ400円の引き上げを基本に改定しております。この後、15ページまで、左ページが改正前、右ページが改正後の給料表となります。

1枚めくっていただきまして、16ページをお願いいたします。

第2条関係となります。

扶養手当の見直しとして、配偶者に係る手当額を父母や孫などほかの扶養親族に係ります手当額と同額まで減額し、それにより生じます原資を用いまして、子に係る手当額を引き上げるものでございます。

子に対する手当の額を引き上げるため、第10条第2項第2号にございました子と孫につきまして、別の号建てで行い、区分いたします。

これまで配偶者の扶養手当は「1万3,000円」でございましたが「6,500円」に、子の扶養手当につきましては、「6,500円」を「1万円」とするものでございます。

子などの扶養手当のうち、職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円でありましたが、これが廃止されます。これにより、17ページ、改正前の第11条第1項第3号及び第4号が削除されます。17ページ下段から18ページ上段にかけては、第11条第3項の規定を第1号から第3号の号建てに改めるものでございます。

19ページ、第18条の6第2項第1号では、一般職の勤勉手当について、第

1条の改正で、12月支給分で100分の10引き上げたものを100分の5ずつに分け、6月、12月、ともに100分の85、特定管理職員にあっては100分の105の同じ支給割合とするものでございます。

第2号では、再任用職員について定めるものでございます。

本文27ページをお願いいたします。

附則となります。

施行期日といたしましては、第1条の改正については公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用をいたします。第2条の改正及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行いたします。

28ページの附則第3条におきましては、扶養手当の改正については段階的に実施する特例が定められております。

配偶者に対する扶養手当は、29年度は「1万3,000円」を「1万円」とし、子に対する扶養手当は「6,500円」を「8,000円」といたします。

職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については「1万1,000円」を「1万円」とし、職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、「1万1,000円」を「9,000円」とするものでございます。

平成30年度には、条文本文どおりとなるものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第46号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第47号 安八町教育振興基金条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育課長兼給食センター所長 河合一君。

学校教育課長兼給食センター所長 議第47号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

安八町教育振興基金条例制定について。

安八町教育振興基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、本町における教育の振興及び充実にを図ることを目的に、本条例を制定するものであります。

33ページをお願いいたします。

安八町教育振興基金条例本文でございます。

第1条では、提案説明で申し上げましたとおり、本条例の設置目的について、第2条では基金の額について定めております。第3条では基金に属する現金の管理について、第4条では基金の運用差益の処理について、第5条では基金の繰りかえ運用等について、第6条では基金の処分について、第7条では委任について、それぞれ定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することと定めております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第47号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第10、議第48号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長 堀芳弘君。

税務課長 議第48号につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議第48号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町税条例の一部を改正する条例。

安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。
以下は改正条文であります。

改正の内容につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料の21ページをごらんいただきたいと思います。

安八町税条例の改正事項でございます。

概要といたしまして、外国居住者等の所得相互免除法改正に伴う改正でございます。

租税条約が存在していない日本と台湾において構築されました日台民間租税取り決めに係る国内法の措置といたしまして、所得税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、租税条約を締結している国と同様にするため、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る所得を申告分離課税とする措置を条例で規定するものでございます。

附則第19条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございます。これにつきましては、今回新しく新設するものでございます。

附則第19条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、字句の改正を行うものでございます。

本文に戻っていただきまして、41ページをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、第1項につきましては施行期日、第2項につきましては経過措置でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第48号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第48号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第49号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第49号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第49号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,930万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億5,955万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長。

45ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

45ページは歳入、46ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額66億6,025万に補正額5億9,930万5,000円を増額し、合計の額72億5,955万5,000円とするものでございます。

2枚はねていただきまして、48ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

起債の目的、公共事業等債を1億340万円増額し、5億8,170万円の限度額といたします。新たに学校教育施設等整備事業債を2億9,920万円起し、地方債の合計といたしまして11億9,520万円の限度額とするものでございます。

次のページ、2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、50ページをお願いいたします。

2段目、款、財産収入、項、財産運用収入、目、財産貸付収入、補正額134万6,000円、これにつきましては中地内の土地について賃貸借契約を締結いたしました。その土地に係ります賃借料について、受け入れ科目を起す

ものでございます。

1つ飛びまして、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額2,901万円、こちらにつきましては、今回の補正における財源調整のため、基金から繰り入れを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、52ページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。単位は1,000円でございます。

この歳出のうち、議会費の節区分1. 報酬及び総務費以降の節区分2. 給料、3. 職員手当等、4. 共済費の件費関係は、本議会に上程しております人事院勧告に伴います安八町職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴い、増額及び減額をお願いするものでございます。これらにつきましてはの説明は省略をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、53ページをお願いします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額4,399万円、そのうち臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業として4,167万9,000円につきましては、低所得者を支援するため、国の経済対策として新たに給付するものでございます。節区分の賃金103万6,000円は短期雇用に係るもの、負担金、補助及び交付金の3,900万円は給付に係るもの、ほか事務経費を計上しております。特定財源のうち国庫支出金4,167万9,000円は、臨時福祉給付金（経済対策分）給付補助金でございます。

続きまして、1枚めくって54ページをお願いします。

目の福祉医療費、補正額928万円は、福祉医療事務経費の扶助費でございます。重度心身障がい者、乳幼児及び父子家庭の方の入院件数の増加による不足分を補うものでございます。特定財源のうち県支出金464万円は、福祉医療費助成事業補助金でございます。

続きまして、目の身体障がい者福祉費、補正額2,800万円は、心身障がい者福祉事務経費の扶助費でございます。サービス利用人数及び利用日数の増加による不足分を補うものでございます。特定財源のうち国庫支出金1,400万円は、障がい者自立支援給付費負担金1,000万円及び障がい児施設措置費負担金400万円でございます。また、県支出金700万円は、障がい者自立支援給付費負担金でございます。

続きまして、目の地域包括支援センター費、補正額79万円のうち、地域自立支援事業として扶助費の70万円は、ひとり暮らし老人への生活環境料金の助成及び高齢者いきいき住宅改善の助成を行うもので、対象者の増加による不足分を補うものでございます。

続いて、55ページをお願いします。

項の児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額559万6,000円、子育て支援事業として扶助費の647万円につきましては、小・中学生の医療費助成の対象者の増加による不足分を補うものでございます。

議長 続いて、建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 続きまして、議案書56ページをお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額2,073万4,000円でございます。国の2次補正により、県事業の揖斐川以東用水のパイプライン化事業が延長されることとなりますので、この事業に対する県への負担金をお願いするものでございます。財源内訳といたしましては、農林水産業債2,070万円、残り一般財源でございます。

続きまして、議案書57ページをお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路新設改良費、補正額415万円でございます。補正につきましても国の2次補正によりまして、通学路交通安全プログラム事業と、きめ細やかな道路整備事業に対し補正内示がございましたので、今年度実施予定の当該事業工事費へ充てるものでございます。財源内訳は、特定財源の国県支出金231万円は社会資本整備総合交付金、地方債の土木債590万円、その他でスマートインターチェンジ建設基金の基金減額の383万円、残り一般財源でございます。当初予算におきまして、社会資本整備総合交付金の内示率が見込みより低かったため、財源の内訳の調整を行い、補助金を有効に活用し、事業を進めてまいります。

続きまして、58ページをお願いいたします。

款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額1億289万4,000円でございます。こちらにつきましても国の2次補正によりまして、きめ細やかな道路整備事業に対し補正内示がございましたので、今年度実施予定の工専区域内の道路整備の工事費に充てるものでございます。また、アクセス道路整備とスマートインターチェンジ建設事業において、町単独施行

分が必要となったため、使用料及び賃借料などの補正をお願いするものでございます。財源内訳は、特定財源の国庫支出金254万2,000円は社会資本整備総合交付金、地方債の土木債7,680万円、その他でスマートインターチェンジ建設基金繰入金1,900万円、残り一般財源でございます。

議長 続いて、学校教育課長兼給食センター所長 河合一君。

学校教育課長兼給食センター所長 引き続きまして58ページ下段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額533万8,000円、節区分、委託料57万8,000円は、情報セキュリティ強化対策に伴うシステム改修委託料でございます。節区分、積立金15万円は、教育振興基金積立金でございます。特定財源、その他の寄附金15万円は、牧小前教頭御遺族からの寄附金でございます。

59ページをお願いします。

項の小学校費、目、学校管理費、補正額3億514万1,000円、小学校施設整備経費といたしまして3億509万1,000円、こちらは国の2次補正に伴う3小学校の空調設備整備事業、結小エレベーター新設事業並びにトイレ改修事業が採択されましたので、補正をお願いするものでございます。小学校備品購入経費5万円は、牧小学校の図書購入経費でございます。特定財源の国庫支出金5,352万5,000円は、学校施設環境改善交付金でございます。地方債2億5,090万円は、学校教育施設等整備事業債でございます。その他、寄附金5万円は、牧小前教頭御遺族からの寄附金でございます。

中段へ移りまして、項の中学校費、目、学校管理費、補正額7,323万2,000円、中学校施設整備経費7,323万2,000円は、こちらも国の2次補正によります登龍中学校のトイレ改修事業が採択されましたので、それに伴う設計監理委託業務工事費でございます。特定財源の国庫支出金2,484万2,000円は、学校施設環境改善交付金です。地方債4,830万円は、学校教育施設等整備事業債でございます。

議長 続きまして、生涯学習課長兼総合体育館長 安井孝行君。

生涯学習課長兼総合体育館長 続きまして2段目になります。

款、教育費、項、社会教育費、目、3番になりますが、勤労青少年ホーム費、補正額134万3,000円、節の共済費及び賃金につきましては、勤労青少年

ホーム運営経費といたしまして、臨時職員の社会保険料と賃金でございます。

続きまして3段目になります。目、4番のハートピア安八費、補正額44万1,000円、節の18備品購入費につきましては、ハートピア安八、児童館運営経費といたしまして、岐阜県産の木製品と木育教材などの購入でございます。なお、財源内訳としましては、全て特定財源の県支出金、ぎふ木育ひろば設置事業補助金でございます。

以上、平成28年度一般会計補正予算（第5号）につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第49号は、会期内の各委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第49号は会期内の各委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第12、議第50号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第50号を朗読、説明申し上げます。

議第50号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,656万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、65ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、上段が歳入、下段が歳出で、いずれも単位は

1,000円でございます。歳入歳出とも補正前の額19億156万2,000円、補正額1,500万円、計19億1,656万2,000円でございます。

1枚はねていただきまして、裏面の66ページをお願いいたします。

上段の歳入でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額1,500万円。

今回の補正の財源調整のため、繰り入れるものでございます。

下段の歳出でございます。

款、保険給付費、項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費、補正額1,500万円。高額療養費の支給増による負担金の増額でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第50号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第13、議第51号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、議第51号について朗読並びに説明をさせていただきます。

議第51号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、平成28年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）第2条、平成28年度安八郡安八町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条の見出し中「資本的支出」を「資本的収入及び支出」に改め、同条本文中「資本的支出」を「資本的収入及び支出」に、「不足する額は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金3,473万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3,476万3,000円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金3,476万3,000円」に改め、資本的収入

及び支出の予定額を次のとおり補正する。

1枚はねていただきまして、補正の内訳につきましては、後ほど明細のほうで御説明させていただきます。

(企業債)第3条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的でございますが、自家発電装置工事費、限度額、1億6,780万円、起債の方法、証書借り入れ、利率、政府・機構資金3%以内、その他3%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、繰上償還または低利に借りかえることができる。

平成28年12月6日提出、安八郡安八町長。

71ページをお願いいたします。

補正の内訳でございます。

収入でございますが、款、資本的収入、項、企業債、目、企業債でございます。今回の補正額1億6,780万円、地方公営企業等金融機構等からの借り入れをお願いするものでございます。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。款、資本的支出、項、建設改良費、目、建設改良費。補正前の額が200万円でございます。今回補正額1億6,783万2,000円、合計1億6,983万2,000円でございます。節区分といたしましては、全て工事請負費でございます。こちらにつきましては、現在の配水場の自家発電装置が老朽化により安定稼働が見込めない状態でございます。そのため、交換をさせていただきたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第51号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第14、安八町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

議会事務局より、朗読、説明をさせます。

議会事務局長 それでは、73ページをお願いいたします。

朗読をさせていただきます。

安八町選挙管理委員及び補充員の選挙について。

安八町選挙管理委員及び補充員は、平成28年12月23日をもって任期満了につき、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うものとする。

平成28年12月6日、安八郡安八町議会。

議長 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

安八町選挙管理委員には、前田賢實君、堀正信君、金森登美子君、後藤直己君の4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名をいたしました方を安八町選挙管理委員の当選人と決めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました前田賢實君、堀正信君、金森登美子君、後藤直己君は、安八町選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員の補充員には、浅野直樹君、後藤修君、堀良直君、渡邊尚美君を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました方を安八町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました浅野直樹君、後藤修君、堀良直君、渡邊尚美君は、安八町選挙管理委員補充員に当選をされました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定をいたしました。

お諮りします。

各委員会で審査のため、12月7日から12月14日までの8日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月7日から12月14日までの8日間を休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をさせていただきます。

12月15日は午前10時から本会議を開きますので議場にお集まりをください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をよろしくお願いいたします。

それでは、議会改革特別委員会を開会いたしますのは11時20分からでございますので、委員会室によりしくお集まりください。よろしくお願いいたします。

これをもちまして散会といたします。御苦労さまでございました。

(散会時間 午前11時10分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月6日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 西 松 巖

議 員 安 井 忠